

近畿地方整備局事業評価監視委員会（令和7年度 第3回）

令和7年10月10日

(反訳省略)

「一般国道307号 信楽道路」

【委員長】

それでは、本件について御質問、御意見等がございましたら、よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

取つかかりとして、質問ではないのですが、本件も含む道路関連一般で少し気になっていることを申し上げます。次の案件の姫路北バイパス並びに、今年度第1回目の相生有年道路もそうなのですが、費用便益分析のところで、CO₂排出量便益と走行時間短縮便益を比べると、100倍程度の違いがあります。私の勘違いかもしれませんけれども、CO₂排出量も走行時間も、基本的には台数とか速度とか距離に関係して算出される数字ですので、例えば、CO₂排出量が1%しか削減されていないのに、走行時間は50%削減されることはないと思います。どちらの削減率も結構似た数値ではないかと想像します。つまり、CO₂の削減量と走行時間の削減量は、パーセンテージでいうと大体同じ程度ではないかと思うのです。もしそうならばですが、それが意味することは、CO₂排出量は走行時間に比べると100分の1程度の価値となりそうなのですが、これは違うようにも思えるではないですか。もう1つの示唆は、CO₂排出量の金額換算の係数値が小さ過ぎるのかもしれませんということです。どちらであっても、まだ検討の余地があるのではないかなど。それゆえ、CO₂排出量便益をこれからも提示し続けて大丈夫なのかという心配があるのです。なお、さきほど私が申し上げたのと異なり、両者の削減率が全然違うということでしたら、私の勘違いということですけど。

【事務局】 道路部からです。

先生の御指摘は今おっしゃるとおり、先ほど言われました原単位の取り方も、諸外国と比べたら確かに低いというのもあります。本省で今、事業評価の手法の委員会の中でも、そういった推計の方法だったり原単位を検討されているところです。その状況も踏まえて、今後そういう改定がありましたら反映させていきたいなと今思っているところでござ

います。

【委員長】 おそらくそうだと私も思います。ただし、私の知る限り、外国でも原単位が100倍も違うということはないようです。仮に原単位が10倍になっても、走行時間短縮便益の10分の1のオーダーですので、やはり気になるところです。いずれにしても、これから見直されていくということで、承りました。見直すのだけれど、今後も公開はしていくということですね。

【事務局】 今の手法だとこのままであります。

【委員長】 分かりました。また本省も含めて継続的に御議論いただきたいと思います。

それでは、ほかにいかがでしょうか。御質問がありましたら、お願ひいたします。

【委員】 よろしいでしょうか。

【委員長】 お願いします。

【委員】 基本的に事業継続ということでおよそいいのではと思っています。資料の5ページ目で、地質調査を追加して実施したところ、緩い砂が堆積した層が確認されたとあります。横断図を見ると、この緩い砂の堆積層は、ほぼ地表にあるように思うのですが、ここ の断面は掘削した後の断面なのでしょうか。それとも、元々こういう感じだったのでしょうか。もし元々こういう感じだったとすると、緩い砂は深いところにあったわけではなくて、地表にあったということですから、もう少し予備設計のあたりでも分かりそうなものかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

【事務局】 予備設計をする段階でもボーリング調査を近くの地点では行っているのですが、もともと用地の公図混乱や、地権者とのやり取り等で、ボーリング調査に入れなかつたところでした。ある程度用地の話も進んできましたので、今回ボーリング調査をさせてもらったところ、表面の部分の軟弱な層が思ったよりも深かったというところがありまして、そういうところを今回改良することになりました。あくまでボーリングを1本掘った中での断面図なので、漫画っぽくなっていますけれども、このあたりはまだ今後詳細設計とともにこれから行っていきます。そういうところではボーリング調査等も増やしながら、もう少し中身を精査していくことになります。

【委員】 なるほど。もともと緩い砂がありそうだというのは認識されていたけれども、その層の厚さが想定よりも大きかったということですね。分かりました。ありがとうございます。

【委員長】 よろしいでしょうか。

それでは、先生、いかがですか。

【委員】 いつも御説明ありがとうございます。

道路のときに、なかなか土地の取得に時間がかかるることはよくあることで、これは私も若干仕事柄体験をしますけれども、一定仕方がないのかなと思ったりもします。その結果として、事業期間が延びてしまうことについても仕方がないのかなと。延びることと費用の増加の関係は、時々私もお尋ねしますが、今日はそこの話ではありません。もう少し具体的に、どのあたりで土地の取得について引っかかりが出てくるのかについて時々お聞きしたいなと思うことがあります。想像するに、そもそも売らないという人がいるかもしれません。お金が合わないという人がいるかもしれません。分筆をしようと思ったら、周囲の土地の判子をもらえないということもあるかもしれません。あと、最近流行りかどうか知りませんけれども、そもそも持ち主が分からない土地も。こういうところにあるのかもしれません。一般論ではなくても結構です。ここについての少しお手間がかかった事情について、若干説明をいただけたらと思います。

【事務局】 ここはもともと公図が混乱している地域です。通常用地取得するためには、用地境界、それぞれの地権者の境界を決めた上で、どれだけの面積が必要かを算出して、用地補償費を算出していくます。地権者の境界をどこに置くのかが、それぞれの地権者の主張がありまして、なかなか決まりませんでした。今の段階になって、やっと地権者間の調整がついてきましたので、補償金の算出とか、どれだけの面積かについて相手さんとの調整をこれから進めていく段取りにしております。

【委員】 なるほど。だから、公図混乱地としますと、もともとそのあたりのことは、そういう期間の長引きについては、若干包含されていた可能性もあるわけですね。分かりました。ありがとうございます。

【委員長】 ありがとうございました。

地盤の件も本委員会で毎回のように出てきます。今回分かったこととして、用地買収への協力がなかなか得られないので、調査もできず、かつ、軽々に多分そういう地盤だと推測するのもよくないという難しさがあることです。そういうことはこれからもあらかじめ説明いただきておくのがいいように思います。私も4年間この事業評価に関わってきて、毎回のように地盤の件が出てきますので、私から何と答えたらいいのか、もはや難しいのですが、そのような用地買収の難しさ、つまり、地権者の方からの協力がなかなか得られなくて、簡単に調査すらできないこともあるということなのだと思います。この点に

については事務局でも強調していただけたらと思います。すごく淡々と「掘ってみたら、びっくりしました、予算が増えました」というような書き方になっていることがあるので、委員の先生方もいつも同じ質問をされているように思います。その辺は今後の工夫をよろしくお願いしたいと思います。

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、本件、まとめとさせていただきます。御意見はありましたけれども、継続という方針に大きく影響するものはなかったと思います。それゆえ、一般国道307号信楽道路の審議結果につきましては、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切であり、対応方針（原案）のとおり、事業継続することが妥当と判断させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、次の案件に移りたいと思います。

本日2件目も道路事業、一般国道29号姫路北バイパスの審議です。

「一般国道29号 姫路北バイパス」

【委員長】

それでは、本件につきまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

【委員】 いつもありがとうございます。

主な増額の理由は、やはり物資というか、いろんなものの増加ということだろうと理解をしますが、そのとおりでよろしいでしょうか。

【事務局】 おっしゃるとおりでございます。

【委員】 それ以外に、5ページのところで、それと比べると、少ないと言ったら怒られますかね。1億円のことですけれども、土留工の施工方法の変更による増でございます。時間があればここを教えてほしいなという素朴な興味があります。要するに硬い地盤があったから、そこを掘削していくのにより一層、手間といいましょうか、費用がかかるという理解なのでしょうか。硬い地盤があれば、そこで支持されていいのではないかということも素朴に思いましたが、そういう感じではなくて、そこをまた掘っていかないといけないことに費用がかかるということでしょうか。

【事務局】 鋼矢板を圧入していくのですけれども、その鋼矢板を挿せる地盤の硬さが、今回予備設計で調査をしていたところと詳細設計で計測をしたところで違ったことから、別の工法でないと鋼矢板が挿せないということになってしまいました。そのため工法を変更したということになってございます。

【委員長】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほとんど物価上昇が原因ということになっています。良いインフレであれば物価が上がれば賃金も上がる所以、Bも上がるはずなので、実はあまり影響がないはずなのですが、悪性インフレの場合は、Cだけ上がってBが上がらない傾向にあると思います。その解消がなされないままで、造れないということが起こったとしたら、何かおかしい気がしますけれども、今回特にB／Cが1を切るとかそういうことはございませんので、そういう面での影響はないかとは思います。よろしいでしょうか。

それでは、本件のまとめとさせていただきます。一般国道29号姫路北バイパスの審議結果につきましては、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切であり、対応方針（原案）のとおり、事業を継続することが妥当と判断したいと思います。よろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

【委員長】 ありがとうございました。

それでは、本日3件目について審議させていただきたいと思います。3件目は、海岸事業、東播海岸直轄海岸保全施設整備事業の審議です。

「東播海岸直轄海岸保全施設整備事業」

【委員長】

それでは、本件につきまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

先生、よろしくお願ひします。

【委員】 ありがとうございます。

事前説明のときにも質問させていただいたのですが、スライド15についてです。経年の劣化ですと、修繕をしたとしても、また同じことが繰り返されるのではないかということを質問させていただいたのですが。そうすると、構造上の問題もあったので、構造上も

変更すれば問題ないという御返答があったと思います。そうであれば、構造上で工法を新たに変えたというような文言があつてもよいかと思いまして、発言させていただきました。

以上でございます。

【事務局】 御質問いただきまして、ありがとうございます。

この空洞対策については、発生メカニズムや対策について、現在学識経験者等の助言を得ながら検討を進めているところでございます。おっしゃっていただいたように、空洞発生要因の1つとして構造上の問題がありますが、今回の対策でその問題を解決する予定であるために、基本的には同じことを繰り返すことはないのかなと思っているところでございます。よろしいですかね。

【委員】 ということは、以前の工法よりも何かしらプラスの変化があったと理解していくよろしいのでしょうか。

【事務局】 学識者の方々に議論をいただきながら、対策を検討しているところでございますので、その対策を行えば、繰り返し同じことが起こることはないだろうとは考えています。

【委員】 それはまだ分からぬということですね。

【事務局】 そうです。今、そこは引き続き検討中ということになります。

【委員】 見込みであって、23億円増だという理解でよろしいのですか。

【事務局】 そうです。おっしゃるとおりでございます。

【委員】 御返答ありがとうございます。私にはよくわかりませんが、

以上でございます。

【委員長】 おそらく、今の事務局の御説明だと、全く分かっていないというふうに捉えられてしまうかもしれません。ある程度分かっているから、23億円が計上されたという説明でないと、全く何も分からぬが23億円計上するのはおかしいだろうということになりますので。

【事務局】 委員長おっしゃっていただいたように、我々としても、こういった対策があるのではないかということを今検討しながら進めているところでございます。そこに係る最大の金額として約23億円と計上させていただいている形でございます。

【委員長】 ある程度こうではないかということがあって、ただ、100%そうだと断言できていないということなのでしょう。

【事務局】 そうです。そこは引き続き有識者の方々に御意見をいただきながらという

形かなと思っています。

【委員長】 そのニュアンスは、今の質問においては大事な感じがします。

【事務局】 ありがとうございます。

【委員長】 ただ、引き続き、原因をもう少し明らかにして、より明確にするということですね。

【事務局】 おっしゃるとおりです。

【委員長】 それに伴って、どれぐらいか分からぬけれども、もしかしたらまた費用に変更が起こる可能性が、今のところないと思ってやっているけれども、ないとは言い切れないという感じですか。

【事務局】 そうです。

【委員長】 分かりました。ありがとうございます。先生、よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御質問等ございますか。

【委員】 度々すみません。

【委員長】 先生、お願いします。

【委員】 ありがとうございました。

私は昭和37年生まれなので、この事業、1年間年上なのですよ。お兄さんかお姉さんですね。別にこれだけかかるることは全然おかしいとは思わないです。こういう63年間かかっている事業として上げてこられることについて、あとさらに11年ぐらい延ばすという出し方というか、そういう区切り方がいいのかが、正直言うとよく分からぬのですよ。特に私の生まれた頃は今よりか物価が10分の1ぐらいだったわけです。その頃と、これをずっと積算していった上でこうなっていって、あと何十億足しますと言われたら、それはそうかもと思うわけです。そのあたりが、こういう区切り方がいいのかどうか。仕方ないのかもしれない。そこはよく分かりませんし、例えば先ほどの道路のときみたいに、この区間をするけれども、その中でこの部分についてこれだけ増えましたということとまた少し違って、この辺のこともする必要があります。この辺も例えば老朽化しました。老朽化したのはもしかしてこの60年間の分かもしれないわけです。そこはある種ネバーエンディングになっていると思うのです。ネバーエンディングは仕方ないと思うけれども、こういった区切り方で費用とか便益の話をしていいのかどうかについては若干疑問に思いました。必ずしも答えを求めているわけではありませんし、恐らく、そんなこと言われてもと思われるかもしれませんけれども、感想として申し上げました。

以上です。

【委員長】 重要な御指摘ありがとうございます。長年かかると、その間にいろんなことが起こっているから、また塗り直しみたいな話にもなります。その結果、なにでどれだけの時間がかかっているのかが明確でなくなる可能性もあるという御指摘だと思います。そういう意味では、やはりインフラ事業というのは、諸事情があつて仕方がない面もありますけど、早い実現がいいのではないかと思います。去年も申し上げましたけれど、民間活用、民間主導で、民間資金を入れようとするならば、中長期の案件は絶対不利ですから。完成まで5年とかの話でないと、民間資金はなかなか入ってこないかもしれません。その意味でも、委員の御指摘でいえば、これは60年でしたでしょうか。

【委員】 63年ぐらい。

【委員長】 次の案件は、もっと長いような。それはともかく、時間を要するといろんな面で時代とズレてきますので、できる限りスピードアップをお願いしたいと思います。

【事務局】 御指摘ありがとうございました。

【委員】 あるいは、事業としてこういう委員会に出す場合に、もうちょっと区切り方がないのかなとも思います。地理的に区切るとか、時期的に区切るとかということで、それごとに便益とかを計算していくほうが合理的かなという気もします。なかなか難しいことがあることは何となく承知はしているのですけれども、少しこの委員会で見ているときに、40年前、50年前の話と比べても仕方がないなという感じが、そこはどうしてもするところですね。

【委員長】 私が答えることではないんですけど、もし区切ってやつたら、そこから次ができなくて中途半端に終わるということもありえるような気がします。

【委員】 よく分かります。それは想像します。このまま続けていくほうが事業をしやすいこともよく分かります。

【委員長】 いずれにしても、工期というか、プロジェクト自体が短くなれば、今の御質問も全て解消すると思います。努力されているのはもちろん知っているのですけれども、できるだけどのプロジェクトも早期完了に御努力いただきたいと思います。

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、本件についてのまとめとさせていただきたいと思います。いくつか御質問いただきましたけれども、事業継続についての大きな異議のあるコメントはなかったと思っております。東播海岸直轄海岸保全施設整備事業の審議結果についてですが、当委員会に

提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切であり、対応方針（原案）のとおり、事業を継続することが妥当と判断したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、次、本日の4件目に移りたいと思います。続きましては、砂防事業、木津川水系直轄砂防事業の審議であります。

「木津川水系直轄砂防事業」

【委員長】 ありがとうございました。

それでは、本件につきましての御質問、御意見等がございましたら、お願いいいたします。

委員、お願いいいたします。

【委員】 2つ教えて下さい。

1つ目は、細かいことですが、いろいろな資料に、平成28年事業着手、令和27年事業完了の表記が出ています。6ページ以降、図の中に入っていると思います。結構何ページにもわたって出ていますが、元号が変わるとなかなか理解をしにくいので、できれば西暦も併記して、事業着手の何年後に完了するということを分かりやすくしてもらうほうが、おそらく、いろんな方にとって理解しやすくなるのではないかなと思いました。

2つ目は、所管不明の埋設管が見つかって工事用の道路のルートを変更したという説明でした。どんな関係あるいはリスクを想定して、埋設管があると、そこに工事用道路をつくることができないという御判断になったのでしょうか。

【事務局】 御質問ありがとうございます。

1点目につきましては、西暦表記をするようにいたします。令和27年と書いておりますが、着手から30年後になります。

2点目です。こちら、12ページになりますけれども、初めの概略設計は机上で調査をしました。その後、詳細設計時に現地調査を行ったところ、地中から水道の蛇口が出ているのを確認しました。現地の自治体等に確認すると、水道管が地下にあることが調査の結果分かりました。その水道が青の点線ルートのところにありまして、谷沿いの住宅あたりで使っていたようです。市に確認したところ、水道管はかなり古い管であり、さらに、地図の左上の集落が多い地区にもその水道管がつながっていることが分かりました。過去にも、

普通の乗用車が乗っただけで水道管が破裂したことが何度もあるということを聞きまして、かなり広域で水を使っており、その影響が大きいということが分かりました。当初ルートのまま、地中の詳細な調査を実施したり、鉄板を敷いて保護をするなど対策をやってもリスクを解消することはなかなか難しいだろうということで、確実に影響が及ばないルートに新たに見直したというものになっています。

【委員】 分かりました。ありがとうございました。

今丁寧に説明してもらうと、ルートを変更しないといけないことがよく分かるのですが、先ほどの省略した説明だと、何か埋まっているからルートを変更しましたというように聞こえました。そのあたりのルートを変更しなければならないということをもう少し丁寧に説明いただいたほうがいいのではないかと思いました。

以上です。ありがとうございました。

【委員長】 ありがとうございました。

委員の1つ目の西暦と元号の話ですけど、事務局側ではどうされますか。というのは、今回の件は修正できると思いますけど、それを言い出したら、ほかの案件も全部、基本的には元号ベースでこれまで書いてあって、これ以降は全部西暦を入れていきますか、入れていませんかのような話になってくると思います。どういう場合には西暦を入れるのか、何かルールがないと、ある資料は元号ばかりで、ある資料は西暦ばかりで、ある資料は混ざっているとかというのはあまりよくないと思うのです。今ここで決めてくださいということではなくて、検討が要るかもしれません。

【事務局】 御指摘のとおり、ほかの資料は恐らくこういった西暦ではないというか、やっている場合が多いと思いますので、ここだけ変えることについては、少し事務局としても検討させていただく必要があるのかなと。委員がおっしゃっていただいた御指摘の内容はよく分りますので、表記については一度事務局で検討させていただければなと。

【委員長】 簡単なのは、元号をまたぐ場合は西暦も載せておくとするだけでいい気がします。元号が一緒だったら引き算で簡単に期間が推定できるので。そういうルールをあらかじめ作っておかないと、各案件で思い思いに書かれるのもよくありません。どういう場合は西暦も併記するか、検討いただきたいと思います。

【事務局】 分かりました。

【委員長】 ほか、よろしいでしょうか。特にないということでよろしいでしょうか。

【委員】 すみません、1点教えてください。

【委員長】 先生、お願ひします。

【委員】 確認させていただきたいのですけれども、スライドの6ページ目、7ページ目で、土砂・洪水氾濫の被害防止効果と説明されています。水のことだけを考えれば、河川整備が完了していたら大丈夫かもしれないけれども、土砂が流出してきて、河床が上がりたりすると、氾濫する可能性が高まります。それを両方加味して考えると、想定氾濫区域のような、赤で塗られているところが氾濫する可能性がある、という理解でよろしいですね。

【事務局】 川の断面については、河川整備完了時点の断面で計算をしています。あくまで水については、河川の整備計画はちゃんと完了した段階として、プラス、もし土砂が堆積した場合に、そこからあふれた部分についてだけ今回影響範囲として見ていています。河川事業と便益が重複することはない形で計算をしています。

【委員】 ちなみに、河川の計画規模は幾らなのでしょうか。

【事務局】 100分の1ですね。

【委員】 100分の1なのですね。分かりました。ありがとうございます。

以上です。

【委員長】 よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、本件のまとめに移りたいと思います。本件も特に御異議がなかったと思います。木津川水系直轄砂防事業の審議結果につきましては、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切であり、対応方針（原案）のとおり事業を継続するということで結論とさせていただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、次、本日の最後の案件に移りたいと思います。本日5件目は、港湾事業、姫路港広畠地区国際物流ターミナル整備事業の審議です。

「姫路港広畠地区国際物流ターミナル整備事業」

【委員長】 ありがとうございました。

それでは、本件につきましての御意見、御質問をよろしくお願いいいたします。いかがでしょうか。特に御意見、御質問はないということですね。

先ほど木津川の件で、精神的な被害のようなものを計上されていたと思います。道路とか港湾にはそういうのがないのでしょうか。ここで答えを言ってくださいということではありませんが。例えば道路だったら、整備によって救急医療が5分早くなる場合に精神的にどうとか。命に関わることなら、支払意思額を経由して計上できるようにも思えます。港湾については、輸入したものが全然入らないとしたら、命に関わりますけど、そこまで言うと、やりすぎかもしれません。これは感想で、ここで決めることでも、御意見を伺うことでもないのですけど、今後検討していかれたらどうかと思うところです。

いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、特に御質問、御意見もございませんでしたので、本件についてのまとめとさせていただきたいと思います。姫路港広畠地区国際物流ターミナル整備事業の審議結果につきまして、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切であり、対応方針（原案）のとおり、事業を継続するという結論とさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

【委員長】 どうもありがとうございました。

5件ありましたけど、比較的とんとんと進みました。本日の審議については以上となります。委員の皆様、ありがとうございました。

【事務局】 御審議いただき、ありがとうございました。

ただいま、本日の議事録を作成しておりますので、もう少しだけお時間をいただければと思います。

【委員長】 それでは、事業評価監視委員会の審議議事録（速報版）の確認を行いたいと思います。

本日審議いただきました一般国道307号信楽道路、一般国道29号姫路北バイパス、東播海岸直轄海岸保全施設整備事業、木津川水系直轄砂防事業、姫路港広畠地区国際物流ターミナル整備事業のいずれにおきましても、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切であり、対応方針（原案）のとおり、事業を継続することが妥当と判断されるということとさせていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。特に問題ございませんでしょうか。

(首肯する委員あり)

【委員長】 それでは、議事録につきましては、投影されているとおり、資料のとおりと
いうことで確認いたしました。

委員の皆様から、ほかに何か最後に御意見、御質問等ございませんでしょうか。大丈夫
でしょうか。

ないようでしたら、本日の審議を終了し、再び事務局にマイクをお返しいたします。

【事務局】 以上をもちまして、令和7年度第3回近畿地方整備局事業評価監視委員会
を閉会といたします。委員の皆様、御審議をいただき、誠にありがとうございました。

—— 了 ——